

付 属 資 料

- 資料 1 国内外の動き
- 資料 2 計画策定の経過
- 資料 3 水戸市男女平等参画推進委員会への諮問
- 資料 4 水戸市男女平等参画推進委員会からの答申
- 資料 5 水戸市男女平等参画推進委員会委員
- 資料 6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査
- 資料 7 水戸市男女平等参画基本条例
- 資料 8 男女共同参画都市宣言
- 資料 9 男女共同参画社会基本法
- 資料10 用語解説

付属資料

資料1 国内外の動き

資料1 国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
1975年 (昭50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭51年)	・国連婦人の10年 (1976～1985年)	・民法(離婚後婚氏制度)改正 ・育児休業法施行		
1977年 (昭52年)		・「国内行動計画」策定		
1978年 (昭53年)			・婦人問題を担当する課として生活福祉部に青少年婦人課を設置 ・「婦人問題対策連絡調整要綱」制定 ・婦人問題懇話会設置	
1979年 (昭54年)	・女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)女子差別撤廃条約署名式	・女子差別撤廃条約署名 ・民法「家事審判法」の改正	・第2次茨城県民福祉基本計画において「婦人の福祉向上」として位置づける	
1984年 (昭59年)				・総務部総務課に婦人行政の総合窓口を設置
1985年 (昭60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法制定 ・女子差別撤廃条約批准 ・国籍法及び戸籍法の改正		・市長公室企画課に婦人行政の窓口を移す
1986年 (昭61年)			・新茨城県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」として位置づける	・婦人問題に関するアンケート実施 ・水戸第3次総合計画策定
1987年 (昭62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・婦人問題懇話会設置
1988年 (昭63年)				・「水戸市婦人行政推進計画」策定
1990年 (平2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論		・女性プラン策定に関する提言	・「婦人施策の概要」作成
1991年 (平3年)		・「育児休業法」の公布	・「いばらきローズプラン21」策定 ・いばらきローズプラン21推進委員会設置 ・茨城県女性対策推進本部設置	
1992年 (平4年)		・「育児休業法」の施行(4月)		・市長公室文化室に女性行政係を設置
1993年 (平5年)	・「世界人権会議」(ウィーン)ドメスティックバイオレンス、紛争下の女性への暴力	・パートタイム労働法施行 ・中学校での家庭科の男女必修		・水戸市女性行動計画策定委員会設置
1994年 (平6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議で「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校の家庭科の男女必修完全実施	・福祉部に女性青少年課設置	・国際文化課女性行政係に名称変更 ・水戸第4次総合計画策定
1995年 (平7年)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児介護休業法の改正 ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置づける ・男と女ハーモニー週間の設定	・「水戸市女性行動計画」策定 ・「前期実施計画」(7～11年度)作成 ・水戸市女性行動計画推進委員会設置 ・水戸市女性行動計画推進本部設置
1996年 (平8年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「母体保護法」施行	・「いばらきハーモニープラン」策定 ・基本構想・基本計画(7～17年度)実施計画(7～11年度)	・「男女共同参画都市」を宣言 ・担当所管を国際文化課女性行政推進室に強化 ・施策の概要作成
1997年 (平9年)		・男女雇用機会均等法改正 ・介護保険法の公布	・県婦人教育会館を県女性プラザに改名	・女性情報誌「びよんど」創刊

付属資料

資料1 国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
1998年 (平10年)				・「女性人材バンク」創設
1999年 (平11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・改正男女雇用機会均等法施行	・女性青少年課を福祉部から知事公室に組織替 ・いばらき国際女性会議開催	・国際文化課男女共同参画推進室に名称変更 ・「日本女性会議2001みと実行委員会」設立
2000年 (平12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー規制法施行	・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」(12～17年度)策定	・「後期実施計画」(12～15年度)作成
2001年 (平13年)		・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間	・茨城県男女共同参画推進条例施行 ・男女共同参画審議会設置	・「日本女性会議2001みと」開催 ・水戸市男女平等参画基本条例制定 ・「水戸市男女文化センターひよんど」開館 ・男女共同参画推進室を課相当の組織とする
2002年 (平14年)		・「売春防止法」改正施行 ・「育児・介護休業法」の改正施行	・茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン13～22年度)策定 ・茨城県男女共同参画実施計画(13～17年度)策定 ・茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会設置	・「男女平等に関する相談」開始 ・「水戸市男女平等参画苦情処理委員会」設置 ・「水戸市男女平等参画推進委員会」設置 ・「水戸市男女平等参画推進本部」設置 ・「水戸市男女平等参画推進連絡会議」設置
2003年 (平15年)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議	・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策」決定		・担当所管を男女平等参画推進室に名称変更
2004年 (平16年)				・「水戸市男女平等参画推進基本計画」策定 ・「前期実施計画」(16～21年度)作成 ・「全国男女共同参画宣言都市サミットinみと」開催
2005年 (平17年)	・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・女性プラザ男女共同参画支援室設置	・男女平等参画推進月間事業の実施 ・男女平等参画推進月間標語の募集・実施
2006年 (平18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・男女雇用機会均等法改正	・茨城県男女共同参画実施計画(18年度～22年度)策定	・男女平等参画社会づくり功労賞表彰の実施
2007年 (平19年)		・官民トップ会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定	
2008年 (平20年)	・女子差別撤廃条約実施状況大6回報告提出	・改正DV防止法の施行		
2009年 (平21年)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議・最終見解の公表	・「育児・介護休業法」改正		・「後期実施計画」(22～26年度)作成 ・男女平等参画推進月間写真の募集実施
2010年 (平22年)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定	・男女平等参画センター(単独館)の施設移転 ・男女平等参画推進月間市民企画講座の募集実施
2011年 (平23年)	・UN Women 正式発足	・東日本大震災(3月11日)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」いきいき いばらきハーモニープラン策定(23～27年度)	・震災により男女平等参画センター閉鎖 ・みと文化交流プラザに事務室を仮移転 ・「男女平等参画センター施設整備方策等調査」実施 ・市内事業所の男女平等参画取組状況調査実施
2012年 (平24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		・「水戸市男女平等参画に関する市民意識調査」実施 ・男女平等参画センター(単独館)解体撤去
2013年 (平25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) ・「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・ストーカー行為規制等に関する法律一部改正		・市内事業所の男女平等参画取組状況調査実施
2014年 (平26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)に「女性の活躍推進」が位置づけられる	・ウィメンズパワーアップ会議(全4回)の開催	・みと文化交流プラザ耐震補強及び大規模改修工事
2015年 (平27年)			・いばらき女性の活躍応援宣言企業登録制度の創設	・男女平等参画センターをみと文化交流プラザ4～6階に再整備 ・「水戸市男女平等参画推進基本計画(第2次)」策定(27～31年度)

付属資料

資料2 計画策定の経過

資料2 計画策定の経過

○水戸市男女平等参画推進委員会（専門部会含む）

会 議 名	開催年月日	内 容
平成25年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会	平成25年7月23日	諮問 計画策定の進め方等について 専門部会の設置について
平成25年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会 専門部会	平成25年10月23日	計画の基本構想について協議
平成25年度第2回水戸市男女平等参画推進委員会	平成25年12月26日	計画の基本構想の専門部会案について
平成25年度第2回水戸市男女平等参画推進委員会 専門部会	平成26年2月26日	計画の基本構想について
平成25年度第3回水戸市男女平等参画推進委員会	平成26年3月20日	計画の基本構想の専門部会案について
平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会 専門部会	平成26年7月31日	施策の展開について
平成26年度第2回水戸市男女平等参画推進委員会 専門部会	平成26年10月30日	施策の展開について 「目指す姿」について
平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会	平成26年11月7日	施策の展開等の専門部会案について
平成26年度第2回水戸市男女平等参画推進委員会	平成26年12月18日	計画の素案について
平成26年度第3回水戸市男女平等参画推進委員会	平成27年2月24日	計画の答申案について 答申の提出

○水戸市男女平等参画推進連絡会議

会 議 名	開催年月日	内 容
平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進連絡会議	平成26年11月27日	計画の素案について

○水戸市男女平等参画推進本部

会 議 名	開催年月日	内 容
平成26年度第1回水戸市男女平等参画推進本部	平成26年5月15日	計画の策定方針について
平成26年度第2回水戸市男女平等参画推進本部	平成26年12月22日	計画の素案について
平成26年度第3回水戸市男女平等参画推進本部	平成27年3月25日	水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）について

資料4 水戸市男女平等参画推進委員会からの答申

男女推答申第1号
平成27年2月24日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市男女平等参画推進委員会
会長 酒井 はるみ

水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）の策定について（答申）

平成25年7月23日男女推諮問第1号によって、当委員会に諮問のありました水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）の策定につきまして、別冊のとおり答申いたします。

この答申に基づく基本計画の実現及び計画の円滑な推進に向けて、下記事項に十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 女性のさらなる活躍（起業やキャリアアップ等）を支援することで、新しい発想と多様な価値観により、地域社会及び地域経済の活性化につなげること。
- 2 男女を問わず、あらゆる世代の人が、人生のそれぞれの段階において自らの希望するバランスで仕事、家庭生活、地域活動を行うことができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりに取り組むこと。
- 3 就業継続を希望する女性が育児、介護を理由に離職することがないように、仕事と育児、介護の両立支援に取り組むこと。また、育児、介護により離職した女性が再就職しやすい環境づくりに取り組むこと。
- 4 本計画にある市民、事業者、市の役割及び主な取組について、それぞれが主体的に取り組み、責任を担っていくことができるように、本計画の内容を市全体に広く周知し浸透を図ること。

資料3 水戸市男女平等参画推進委員会への諮問

男女推諮問第1号
平成25年7月23日

水戸市男女平等参画推進委員会 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市男女平等参画推進基本計画の策定について（諮問）

少子高齢化の進展、職場環境や働き方の多様化など、社会環境の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現は、すべての市民の願いであります。

本市におきましては、男女平等参画の推進のため平成13年3月「水戸市男女平等参画基本条例」を制定し、平成16年度に本条例に基づき「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定し、平成26年度までを計画期間として、全庁的に多岐にわたる施策を推進してまいりました。

この度、現基本計画の目標年次が到来することから、これまでの取組みを精査し、市民意識や社会環境の変化等に適切に対応するために新たな基本計画を策定することといたしました。

つきましては、「水戸市男女平等参画基本条例」第9条第2項に基づき、新たな「水戸市男女平等参画推進基本計画」の策定について、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

付属資料

資料5 水戸市男女平等参画推進委員会委員

資料5 水戸市男女平等参画推進委員会委員

水戸市男女平等参画推進委員会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
坪 哲 男	水戸市学校長会	旧委員
五十嵐 博	水戸市議会議員	
井 上 礼 子	厚生労働省茨城労働局雇用均等室長	
上 田 壽 行	水戸市学校長会	
梶 崎 ひ ろ 子	水戸女性会議	副会長
大 関 竜 太 郎	水戸青年会議所	旧委員
大 塚 久 美 子	公募	
岡 野 裕 行	水戸商工会議所青年部	旧委員
小 野 智 恵	水戸市女性人材バンク	
梶 山 義 信	水戸商工会議所青年部	
加 藤 祐 一	茨城県経営者協会	
兼 子 千 恵 子	NPO法人M・I・T・O 21	
酒 井 は る み	茨城大学名誉教授	会長
佐 藤 平 八 郎	水戸青年会議所	
沢 畑 樹 彦	水戸青年会議所	旧委員
澁 谷 史 子	公募	
杉 下 赫 子	公募	
鈴 木 宣 子	水戸市議会議員	
荘 司 道 之 介	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	
沼 尻 憲	茨城県知事公室女性青少年課長	旧委員
布 川 裕 子	厚生労働省茨城労働局雇用均等室長	旧委員
藤 田 精 治	水戸市議会議員	旧委員
藤 田 絹 代	水戸女性フォーラム	旧委員
水 嶋 陽 子	常磐大学人間科学部准教授	
百 地 榮 子	水戸女性フォーラム	
森 田 百 合 子	茨城県知事公室女性青少年課長	
八 木 岡 努	水戸農業協同組合	
渡 邊 妙 子	水戸商工会議所女性会	

役職名は、委員委嘱時のもの

水戸市男女平等参画推進委員会専門部会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
井 上 礼 子	厚生労働省茨城労働局雇用均等室長	
岡 野 裕 行	水戸商工会議所青年部	旧委員
梶 山 義 信	水戸商工会議所青年部	
加 藤 祐 一	茨城県経営者協会	副会長
酒 井 は る み	茨城大学名誉教授	会長
布 川 裕 子	厚生労働省茨城労働局雇用均等室長	旧委員
水 嶋 陽 子	常磐大学人間科学部准教授	
八 木 岡 努	水戸農業協同組合	

役職名は、委員委嘱時のもの



資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

- 1 調査名 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査
- 2 調査の目的 「水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）」の策定に向けての基礎資料とするとともに、今後の水戸市の男女平等参画に関する施策に反映させていくことを目的とする。
- 3 調査の内容
 - ① 男女平等の意識について
 - ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
 - ③ 就業について
 - ④ DV（配偶者・恋人等からの暴力／ドメスティック・バイオレンス）について
 - ⑤ 男女平等に関連する政策について
- 4 調査地域 水戸市全域
- 5 調査対象 市内在住の20歳以上の市民
- 6 調査期間 平成25年3月15日から3月30日まで
- 7 調査方法 市内に居住する20歳以上の男女2,000人を住民基本台帳から無作為抽出し、郵送配布、郵送回収
- 8 回収結果
 - ① 回収数 702人
 - ② 有効回収数 689人（女性370人、男性317人、無回答2人）
 - ③ 有効回収率 34.5%
- 9 集計にあたって
 - ① 回答は、回答者数を基数とした百分率で表しており、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
 - ② 性別などのクロス集計結果については、性別等の無回答を除いて表記しているため、内訳の基数の合計と全体の基数の合計が一致しない場合がある。

付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

水戸市男女平等参画に関する市民意識調査のお願い

市民の皆様へ

日ごろより、本市の行政運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、このたび「水戸市男女平等参画に関する市民意識調査」を実施することといたしました。この調査の目的は、来年度から作業を開始する、新たな「水戸市男女平等参画推進基本計画」の策定に際し、市民の皆様の男女平等参画に関する意識や意見等を、できるだけ反映させるために行うものです。

なお、調査対象者の選定にあたりましては、市内に居住される20歳以上の男女2,000人を無作為抽出させていただきますが、お忙しいところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成25年3月15日

水戸市長 高橋 靖

【回答の期限】：平成25年3月30日（土）

※ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、回答の期限までに郵便ポストへ投函してください。

1 ご記入にあたってのお願い

- 調査への回答は、封筒のあて名に記載された方が記入してください。
- 回答用紙や返信用封筒に、あなたの名前や住所を書いていただく必要はありません。
- 回答は、同封の《回答用紙》にご記入いただき、欄が不足する場合は余白をご利用ください。
- 回答のうち、「その他」にあてはまる場合は、お手数でも、できるだけ具体的に記入してください。

2 調査結果の取り扱いについて

回答用紙に記入いただきました内容やご意見等は、統計的な処理をいたしますので、回答された方が特定されたりすることは一切ありません。
また、統計処理された後の数値データ（調査結果）は、計画の策定や今後の男女平等参画に関する施策を検討する際の基礎資料として、有効活用させていただきます。

【問い合わせ】

水戸市五軒町1丁目2番12号 みと文化交流プラザ4階
水戸市 市長公室 男女平等参画課 〔電話〕029-226-3161
※午前8時30分～午後5時15分（日曜、月曜、祝日休業）

市民意識調査の内容 1/11

【フェイス・シート】はじめに、あなたが御自身についてうかがいます（F1～F8）。

F1 性別

1. 男性 2. 女性

F2 年齢（平成25年3月1日現在）

1. 20～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳
4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳
7. 50～54歳 8. 55～59歳 9. 60～64歳
10. 65～69歳 11. 70歳以上

F3 あなたの現在の職業は、次のどれに該当しますか。なお、2つ以上の職業をお持ちの方は、主な職業とお考えのものを1つお選びください。

1. 農林水産業 → F4
2. 自営業 → F4
3. 会社、官公庁、団体等 → F4
4. 専業主婦・主夫 → F5
5. 学生 → F5
6. 無職 → F5

F4 F3で1～3と回答された方に伺います。あなたの職場での立場は、次のどれに最も近いですか。※2つ以上の職業をお持ちの方は、F3の職業でお答えください。

1. 経営者、事業主（雇い主）
2. 正社員、家族従事者など（常時勤務）
3. 派遣社員、契約社員（雇用期間が期限されている）
4. パート、アルバイト、嘱託（短期契約、非常勤など）

F5 現在、あなたは結婚をされていますか。

1. 既婚（配偶者あり） 2. 結婚していたことがある 3. 未婚

F6 F5で、1と回答した方に伺います。あなたの配偶者は職業をお持ちですか。

1. 経営者、事業主 2. 正社員、家族従事者など（常勤）
3. 派遣社員 4. パート、アルバイト、嘱託職員など（非常勤）
5. 専業主婦・主夫

F7 現在、同居している方で介護が必要な方はいますか。

1. いる 2. いない

F8 現在生活されている家族構成は、次のどれに該当しますか。

1. 単身世帯 2. 夫婦のみの世帯
3. 親と子からなる世帯 4. 親と子と孫からなる世帯

市民意識調査の内容 2/11



■ 男女平等の意識について

問1 A～Hにあげる分野では、男性と女性ではどちらが優遇されていると思いますか。
次の1～5のうち、それぞれ1つをお選びください。

【回答例】「男女とも平等」と思う場合 → 「3」をお選びください。

分 野	男 性 が 優 遇 さ れ て い る	え ば 男 性 か 優 遇 さ れ て い る	男 女 と も 平 等	え ば 女 性 か 優 遇 さ れ て い る	女 性 が 優 遇 さ れ て い る
A. 家庭生活（家事・育児など）	1	2	3	4	5
B. 学校教育の場	1	2	3	4	5
C. 政治の場	1	2	3	4	5
D. 町内会、自治会などの住民組織	1	2	3	4	5
E. 地域活動への参加	1	2	3	4	5
F. 社会通念、慣習、しきたりなど	1	2	3	4	5
G. 法律や制度	1	2	3	4	5
H. 社会全体を見た場合	1	2	3	4	5

《備考》「職場」での平等については、別の設問でおたずねします。

問2 男女の地位が平等になるために最も重要だと思うことを、次のうちから1つお選びください。

1. 法律や制度などの見直し
2. 男女に関する固定的な社会通念や偏見、慣習、しきたりを改めること
3. 女性の能力を積極的に活用すること
4. 女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
5. 企業や公共機関などの役職者に、一定の割合で女性を登用すること
6. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

問3 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように感じますか。次のうちから1つお選びください。

1. そう思う
2. どちらかといえば、そう思う
3. どちらかといえば、そう思わない
4. そう思わない
5. わからない

市民意識調査の内容 3/11

問4 結婚に対する考え方について、あなたの考えに一番近いものはどれですか。

1. 人生をより幸福にするために、結婚したほうがよい
2. 精神的に安定するから、結婚したほうがよい
3. 経済的に安定するから、結婚したほうがよい
4. 子どもを生み育てるために、結婚したほうがよい
5. 社会的な信用や一人前と認められたいから、結婚したほうがよい
6. 社会通念上、結婚したほうがよい
7. 個人の自由だから、必ずしも結婚しなくてよい
8. 自分の将来や自由を束縛するから、結婚しないほうがよい
9. 良い人に巡り会うまでは、結婚しないほうがよい
10. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

問5 子どもの人数について伺います。

(1) ①～③の質問について、点線内の1～6からそれぞれお選びください。

① 現在の子どもの人数は何人ですか。

② 理想とする子どもの数は何人ですか。

③ 実際に何人まで子どもを育てられると思いますか。

- | | | |
|---------|-------|----------|
| 1. 1人 | 2. 2人 | 3. 3人 |
| 4. 4人以上 | 5. 0人 | 6. わからない |

(2) (1)の回答で、「①現在の人数」が、「②理想の人数」や「③育てられる人数」よりも少なかった方にうかがいます。子どもの数が少ない理由は何ですか。理由の大きい順に最大3つまで回答してください。

※ (1)の回答が「①<②」、「①<③」のいずれか、またはその両方に該当する方が対象

1. これから子どもを増やしていきたいと思っているから
2. 出産・子育ての身体的、心理的負担が大きいため
3. 経済的負担が増えるから
4. 年齢的な理由から
5. 仕事と子育ての両立が難しいから
6. 子育てに対して配偶者の協力が得られなかったから
7. 子育てより自分の時間を大切にしたいから
8. 欲しかったが授けられなかったから
9. その他 → ※回答用紙に、具体的な理由を記載してください。

市民意識調査の内容 4/11

付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問6 普段の生活を「仕事」と「私生活」に分けた場合、どのバランスが『理想の生活』だとお考えですか。また、『実際の生活』でみた場合、どのバランスであると感じていますか。次の1～6のうち、それぞれ1つをお選びください。

1. できるだけ「仕事」に専念
2. 「仕事」が優先だが「私生活」にも配慮
3. 「仕事」と「私生活」との両立が大事
4. 「私生活」を優先しながら「仕事」もする
5. できるだけ「私生活」に専念
6. わからない

※既に定年等で退職されている方は、その当時の状況でご回答ください。

問7 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。重要だと思ふ順番に最大3つまで番号をお選びください。

1. 家事や子育てなどを、夫婦や家族間で分担すること
2. 男女の役割意識についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
3. 家事や子育てなどに對する、男性の抵抗感をなくすること
4. 男性が家事や子育てなどをすること、女性が違和感を持たないこと
5. 男性の仕事中心の考え方を改めること
6. 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間作りをすすめること
7. 男性が家事、子育て、介護などに関心が高まるよう普及啓発や情報提供を行うこと
8. 男女がともに家事、子育て、介護などに必要な知識を学ぶ機会を充実させること
9. 労働時間の短縮や子育て、介護などの休暇制度を普及させること
10. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

■就業について

問8 就業について伺います。

(1) 仕事をこなす全般的な能力に、男女の差はあると思いますか（1つ選択）。

1. あると思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというとないう
4. ないと思う
5. わからない

(2) 男性向き、女性向きの仕事内容はありますか（1つ選択）。

1. あると思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというとないう
4. ないと思う
5. わからない

市民意識調査の内容 5/11

問9 職場における男女の地位は平等になっていると思いますか（1つ選択）。

1. 男性の方が優遇されている → 問10
2. どちらかといえば男性が優遇されている → 問10
3. 女性の方が優遇されている → 問10
4. どちらかといえば女性が優遇されている → 問10
5. 男女とも平等である → 問11
6. わからない → 問11

問10 問9で1～4と回答した方に伺います。どのような点で、男性または女性の方が優遇されていると思いますか。該当するものをすべてお選びください。

1. 採用時の条件
2. 賃金、昇進、昇格
3. 能力の評価
4. 男女で職務内容を固定的に分ける
5. 仕事に対する責任の求められ方
6. 研修の機会や内容
7. 有給休暇等の取得のしやすさ
8. 育児休暇・介護休暇等の取得のしやすさ
9. 女性に結婚や出産に伴う退職などの慣習がある
10. 転勤や異動
11. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

問11 女性が働きやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。重要だと思ふ順番に最大3つまで番号をお選びください。

1. 社会全体として、労働時間の短縮や休日の増加を促進する
2. 保育所や介護のための施設、サービスを充実する
3. 育児・介護のための休暇制度を充実する
4. 男性も育児・介護のための休暇制度を取得しやすい環境を整備する
5. 出産、介護などで退職した女性の能力を生かした再雇用制度を充実する
6. 昇進や賃金、仕事内容など労働条件面での男女格差を是正する
7. 女性のための職務研修や職業訓練などの機会を充実する
8. 短時間勤務や在宅勤務など、多様な働き方ができる制度を導入促進する
9. 女性が働くことに対する社会的理解の向上を図る
10. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

市民意識調査の内容 6/11



問14 問13で、1または2と回答した方に伺います。仕事を辞めた最大の理由を1つお選びください。なお、2回以上辞めた経験がある場合は、直近の理由をお答えください。

1. 健康上、身体上の理由のため
2. 家事、育児に専念するため
3. 高齢者や病人の介護のため
4. 経済的に働く必要がなくなったため
5. 賃金や待遇など勤め先や仕事内容に不満があったため
6. 勤め先の人間関係のため
7. 結婚をしたため
8. 勤め先で、結婚・出産後は退職する慣行や雰囲気があったため
9. 配偶者や家族の転勤のため
10. 家族や周囲の人の反対のため
11. 雇用契約が満了したため
12. 定年など、年齢的な理由のため
13. 廃業や人員削減のため
14. 家業を継ぐ、転職、起業などのため
15. その他 → ※回答用紙に、具体的な理由を記載してください。

■ DV（配偶者・恋人等からの暴力／ドメスティック・バイオレンス）について
問15 配偶者等からの暴力（身体的、精神的、経済的、性的など）は多くの場合、女性が悪者となっています。このような配偶者等からのDVなどに関するA～Fの考え方について、次の1～5のうち、それぞれ1つをお選びください。

項 目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえ	そう思わない	わからない
A. DVは人権を侵害する行為である	1	2	3	4	5
B. どんな理由であっても、暴力を振るうべきではない	1	2	3	4	5
C. 暴力を振るわれる方にも問題がある	1	2	3	4	5
D. 暴力を振るう相手とは別れた方がよい	1	2	3	4	5
E. 暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対策が必要な問題である	1	2	3	4	5
F. 夫婦間の暴力であっても、求めに応じて警察や行政の相談機関が積極的に関わるべきである	1	2	3	4	5

市民意識調査の内容 8/11

問12 あなたは、A～Jにあげる仕事に対する考え方に、どのように思いますか。次の1～5のうち、それぞれ1つをお選びください。

項 目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえ	そう思わない	わからない
A. 女性は結婚するまで、仕事を続けた方がよい	1	2	3	4	5
B. 女性は子どもができるまで、仕事を続けた方がよい	1	2	3	4	5
C. 女性は子どもが生まれてからも、仕事を続ける方がよい	1	2	3	4	5
D. 女性は出産や子育てで仕事をやめても、いずれは仕事を持った方がよい	1	2	3	4	5
E. 女性は時間の融通が利きやすい、パートタイムなどの仕事が良い	1	2	3	4	5
F. 女性はなるべく仕事を持たない方がよい	1	2	3	4	5
G. 男性は仕事中心に生活した方がよい	1	2	3	4	5
H. 男女を問わず、時間の融通が利きやすい、パートタイマーなどの仕事の方がよい	1	2	3	4	5
I. 男女を問わず、仕事と家庭生活とのバランスをとりながら生活した方がよい	1	2	3	4	5
J. 男女を問わず、仕事よりも家庭生活を大切にしたい方がよい	1	2	3	4	5

問13 あなたは途中で仕事を辞めた経験がありますか。なお、2回以上辞めた経験がある場合は、直近のことについてお答えください。

1. 自分の意思で辞めたことがある	→	問14へ
2. 自分の意思ではないが辞めたことがある	→	問14へ
3. ない	→	問15へ

市民意識調査の内容 7/11

付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

問16 あなたは配偶者や恋人等から、DVを受けたことがありますか（具体例は、問17の選択肢を参考にしてください）。

1. ある → 問17と問18へ
2. ない → 問19へ

問17 問16で、1と回答した方に伺います。それはどのようなことですか。該当するものすべてをお選びください。

1. 身体に傷やあとが残るような、ひどい暴力を受けた
2. あとには残らない程度だが、殴られるなどの暴力を受けた
3. 当たると危険な物を投げつけられた
4. 大切にしている物を捨てたり、壊されたりした
5. 生活費を渡さない、通帳をとりあげるなど、経済的におさえつけられた
6. 免許証、保険証、携帯電話など、日常生活に必要なものを取りあげられた
7. 家から閉め出されるなどの仕打ちをうけた
8. 外出や人との付き合いを制限された
9. 何を言っても無視され続けた
10. 大声や暴言で精神的に追い詰められた
11. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

問18 問16で、1と回答した方に伺います。DVを受けたとき、誰かに相談をしましたか。該当するものすべてをお選びください。

1. 市役所（町村役場）
2. 婦人相談所
3. 警察
4. 家族、親類
5. 友人や近所の人
6. その他 → ※回答用紙に、具体的な内容を記載してください。

問19 次のDV相談窓口を知っていますか。次のうち知っているものすべてをお選びください。

1. 水戸市役所（水戸市子ども課・女性相談）
2. 茨城県配偶者暴力支援センター（婦人相談所）
3. 茨城県警察本部生活安全課（警察総合相談センター）
4. 水戸地方方法務局（女性の人権ホットライン、人権相談所）
5. NPO法人ウィメンズネット「らいず」（ヘルプライン）

■ 男女平等に関連する政策について

問20 A～Lにあげる男女平等参画に関する法令・用語等について、あなたはどの程度まで知っていますか。1～4のうち、それぞれ1つをお選びください。

項	目	詳しく知っている内容まで知っている	知っている程度	知っている内容は知らない	知らない
A.	女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）	1	2	3	4
B.	男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
C.	男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	1	2	3	4
D.	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	1	2	3	4
E.	DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	1	2	3	4
F.	水戸市男女平等参画基本条例	1	2	3	4
G.	茨城県男女共同参画推進条例	1	2	3	4
H.	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3	4
I.	ジェンダー（文化的・社会的につくられた性差）	1	2	3	4
J.	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3	4
K.	ダイバーシティ	1	2	3	4
L.	クオータ制	1	2	3	4

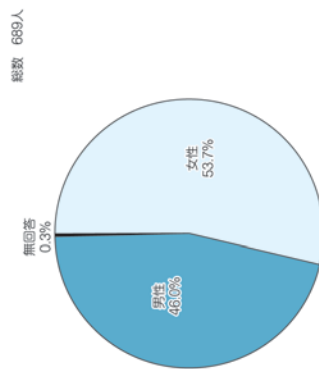
問21 男女平等参画社会を実現するためには、行政（国、都道府県、市区町村）は今後どのようなことに力をいれたいと思いますか。重要だと思う順番に最大3つまで番号をお選びください。

1. 関係する制度の制定や見直し
2. 女性に不利な慣習や社会通念の見直し
3. 男女平等参画に関する意識啓発、広報活動の充実
4. 男女平等参画の視点に立った教育や学習の充実
5. 男女が共に働きやすい就業環境の整備
6. 各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援
7. 審議会など行政の政策や方針決定過程への女性の積極的起用
8. 行政機関や公立学校における女性管理職の積極的起用
9. 地域や団体で活躍できる女性リーダーの養成
10. 女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実
11. 配偶者等からの暴力被害の防止、根絶や相談・支援体制の充実
12. 農林漁業・商工サービス業などの家族従事者の地位向上
13. 男性も対象とした各種講座や相談活動の充実
14. 男女平等参画を推進する団体の活動を支援する施設の整備
15. 男女平等参画に関する情報提供や調査研究等を行う組織の充実
16. その他 → 添回答用紙に、具体的な理由を記載してください。

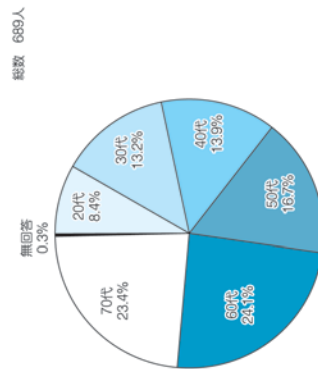
質問項目は以上で終了いたしました（同封の返信用封筒にてご返送ください）。
ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

調査回答者の属性

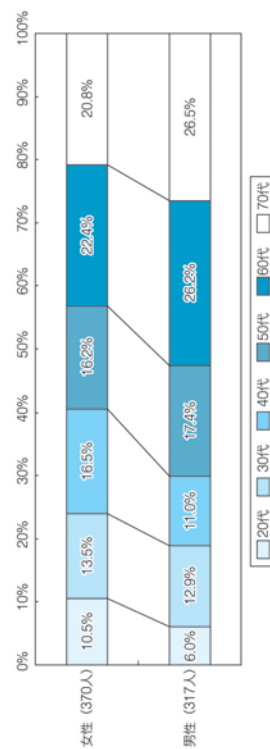
F1 性別



F2-1 年齢

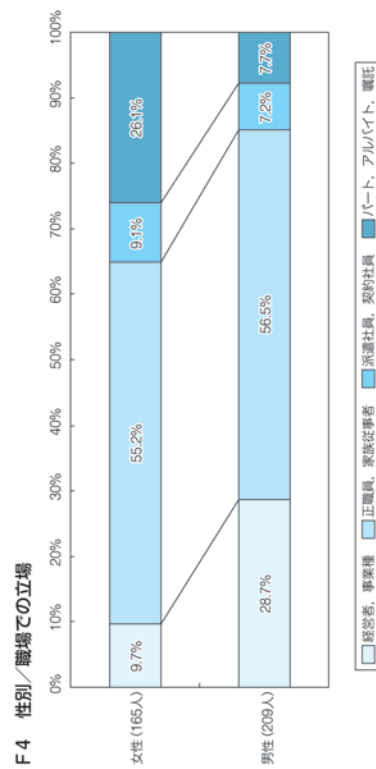
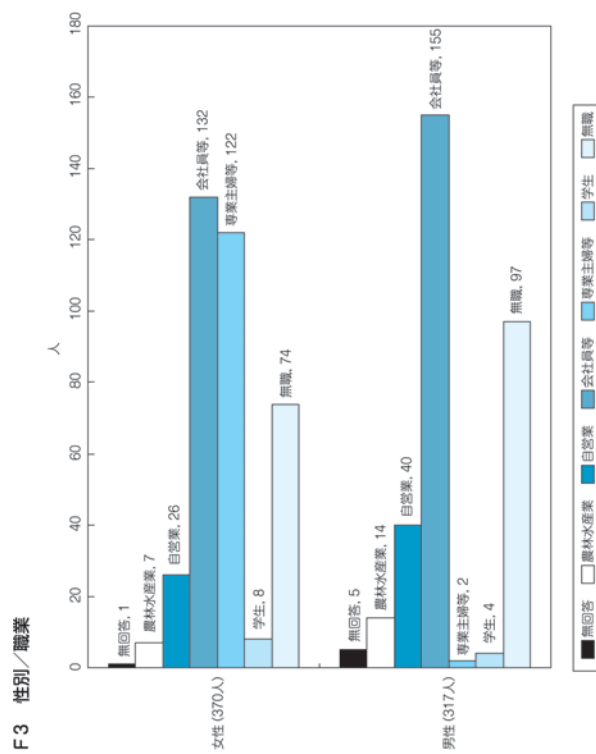
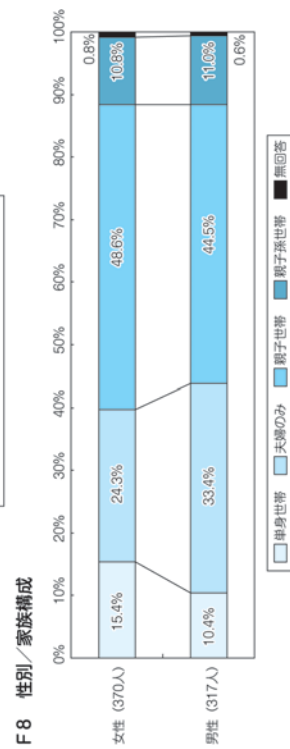
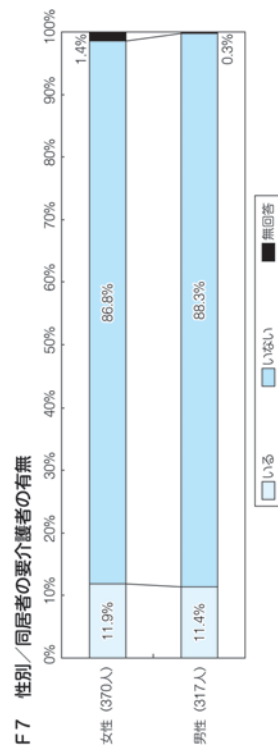
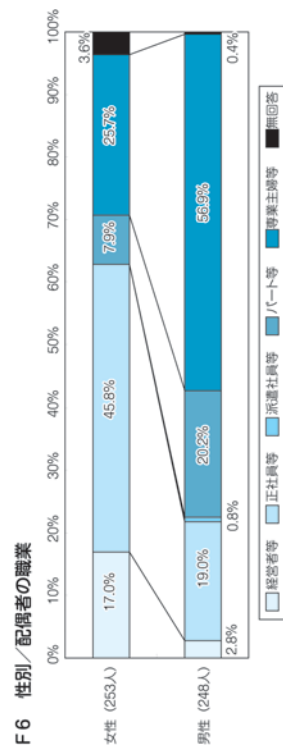
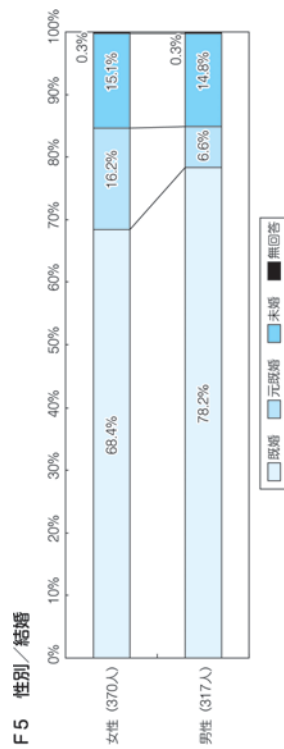


F2-2 性別／年齢



付属資料

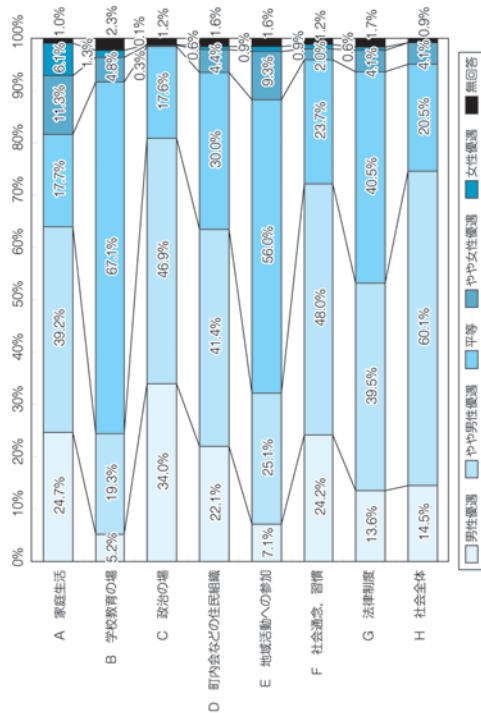
資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査



男女平等の意識について

問1 A～Hにおける分野では、男性と女性ではどちらが優遇されていると思いますか。

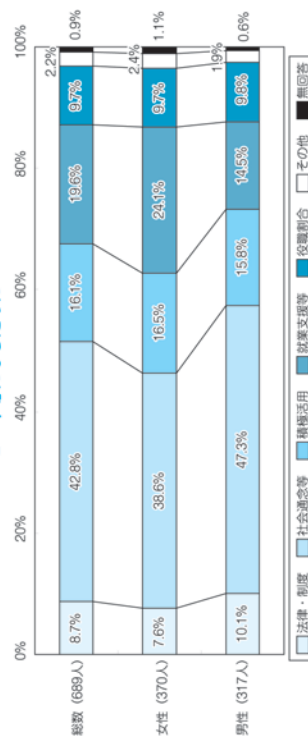
1 優遇



問2 男女の地位が平等になるために最も重要だと思うことを、次のうちから1つお選びください。

- 1 法律や制度などの見直し
- 2 男女に関する固定的な社会通念や偏見、習慣、しきたりを改める
- 3 女性の能力を積極的に活用する
- 4 女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
- 5 企業や公共機関などの役職者に、一定の割合で女性を登用する
- 6 その他

2 平等になるために



市民意識調査の回答 4/19

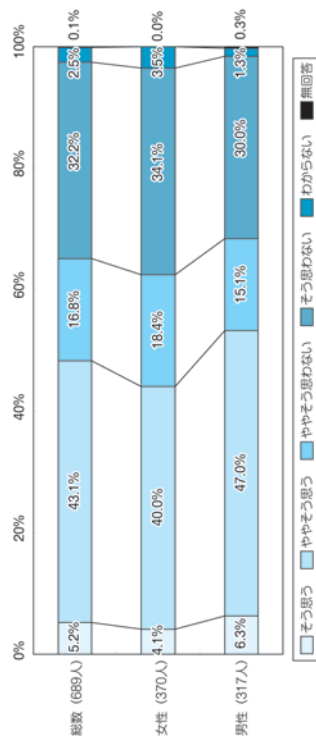
市民意識調査の回答 5/19

付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

問3 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように感じますか。

3 男性は仕事、女性は家庭

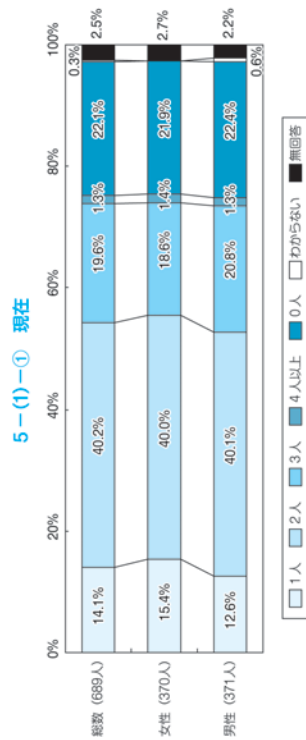


付属資料

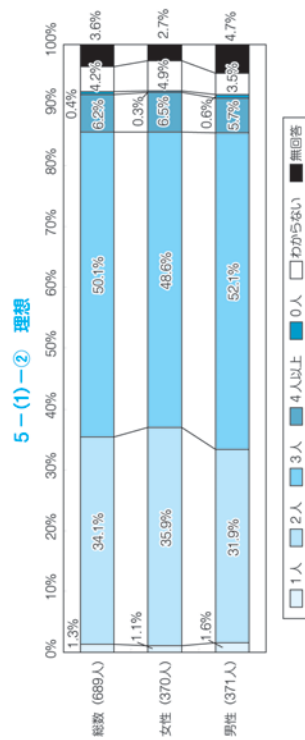
資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

問5 子どもの人数について伺います。

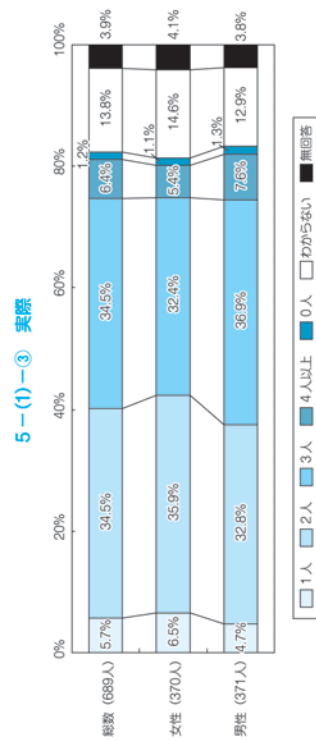
(1) ① 現在の子どもの人数は何人ですか。



② 理想とする子どもの人数は何人ですか。



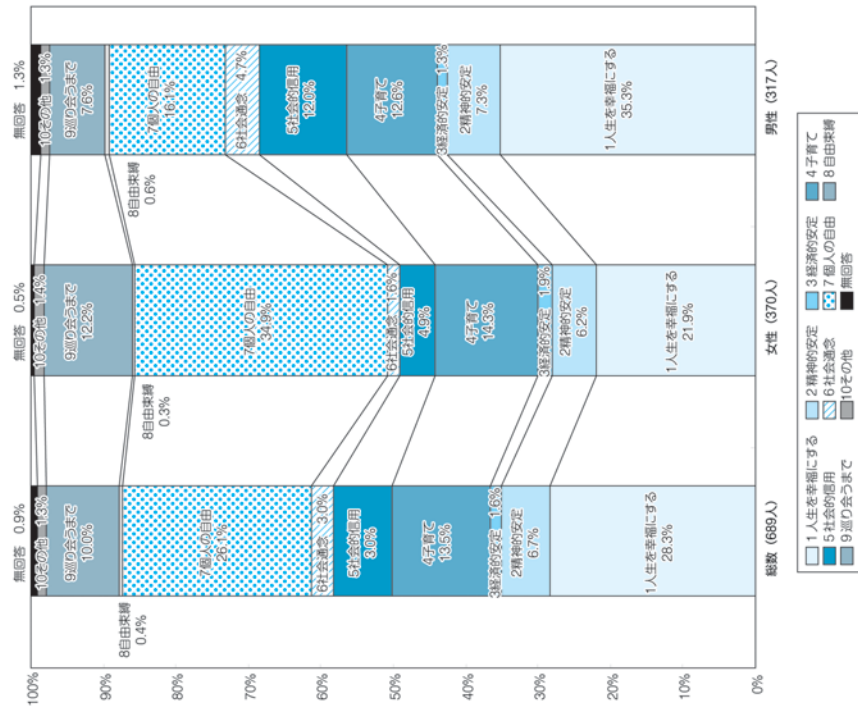
③ 実際に何人まで子どもを育てられると思いますか。



問4 結婚に対する考え方について、一番近いものはどれですか。(1つ選択)

1 人生をより幸福にするために、結婚したほうがよい
 2 精神的に安定するから、結婚したほうがよい
 3 経済的に安定するから結婚したほうがよい
 4 子どもを生み育てるために、結婚したほうがよい
 5 社会的な信用や一人前を認められたりするから、結婚したほうがよい
 6 社会通念上、結婚したほうがよい
 7 個人の自由だから、必ずしも結婚しなくてよい
 8 自分の将来や自由を束縛するから、結婚しないほうがよい
 9 良い人に巡り会うまでは、結婚しないほうがよい
 10 その他

4 結婚に対する考え方



市民意識調査の回答 6/19

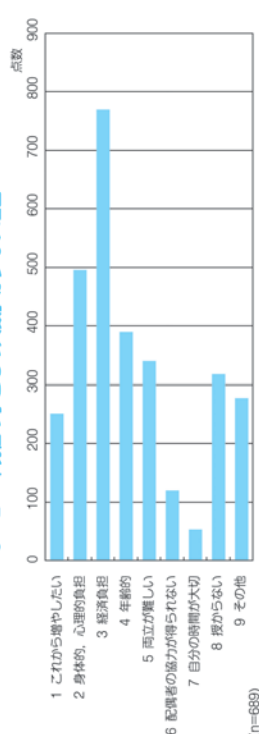
市民意識調査の回答 7/19

(2) 「現在の子どもの人数」が「理想の人数」または「育てられる人数」より少ない理由は何ですか。理由の大きい順に最大3つまで回答してください。

(1 位 5点 2 位 3点 3 位 1 点で点数化して集計)

	1 番	2 番	3 番	合計	点数
1 これから子どもを増やしていきたい	42	10	11	63	251
2 出産・子育ての身体的、心理的負担が大きい	67	45	26	138	496
3 経済的負担が増える	109	67	24	200	770
4 年齢的な理由	41	55	20	116	390
5 仕事と子育ての両立が難しい	28	50	50	128	340
6 子育てに対して配偶者の協力が得られなかった	11	12	29	52	120
7 子育てより自分の時間を大切にしたい	4	6	15	25	53
8 欲しかったが授けられなかった	51	13	24	88	318
9 その他	51	5	7	63	277

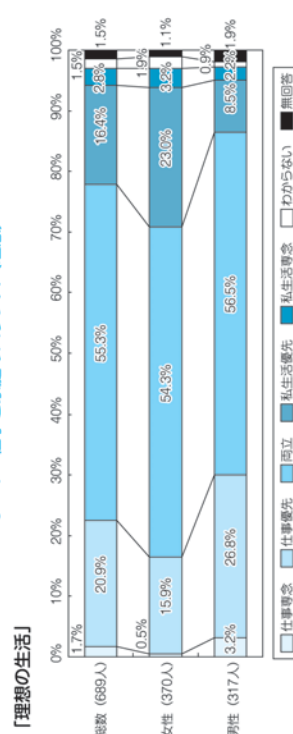
5-2 「現在の子どもの人数」が少ない理由



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

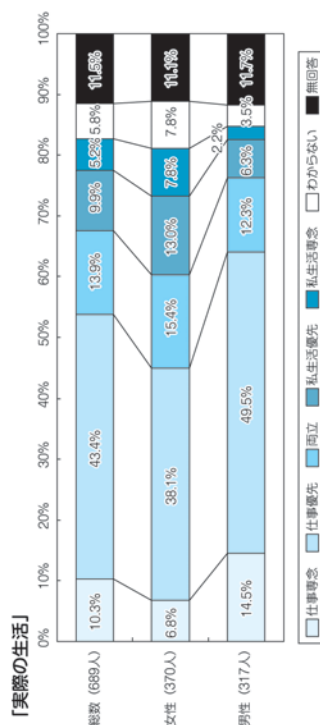
問6 普段の生活を「仕事」と「私生活」に分けた場合、どのバランスが「理想の生活」だとお考えですか。また「実際の生活」でみた場合、どのバランスであると感じていますか。（1つ選択）

6-1 仕事と家庭のバランス（理想）



市民意識調査の回答 8/19

6-2 仕事と家庭のバランス（実際）

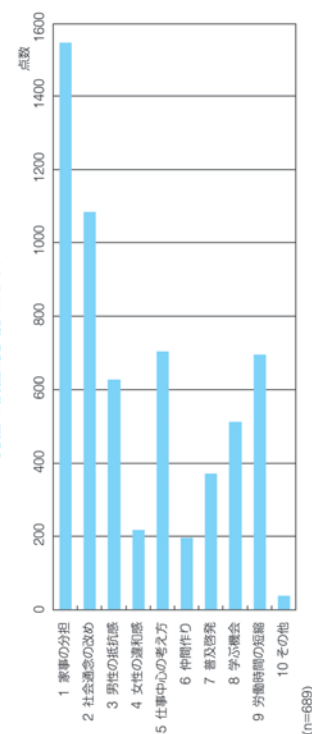


問7 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。重要だと思う順番に最大3つまで番号をお選びください。（1 番 5点 2 番 3点 3 番 1 点で点数化して集計）

(件)

	1 番	2 番	3 番	合計	点数
1 家事や子育てなどを、夫婦や家族で分担する	266	55	51	372	1,546
2 男女の役割意識についての社会通念、習慣、しきたりを改める	142	106	55	303	1,083
3 家事や子育てなどに対する、男性の抵抗感をなくす	50	104	64	218	626
4 男性が家事や子育てなどをすることに、女性が違和感を持たない	21	32	17	70	218
5 男性の仕事の考え方を改める	70	97	62	229	703
6 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間作りをすすめる	10	39	30	79	197
7 男性が家事、子育て、介護などに感心し居るよう普及啓発や情報提供を行う	13	78	72	163	371
8 男女とともに家事、子育て、介護などに必要な知識を学ぶ機会を充実させる	35	76	110	221	513
9 労働時間の短縮や子育て、介護などの休暇制度を普及させる	68	67	154	289	695
10 その他	5	1	10	16	38

7 男性の積極的参加のために



市民意識調査の回答 9/19

付属資料

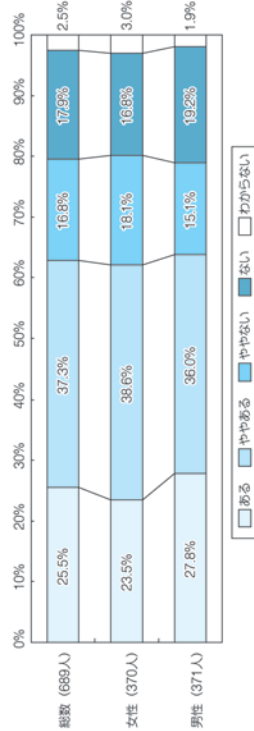
資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

就業について

問8 就業について伺います。

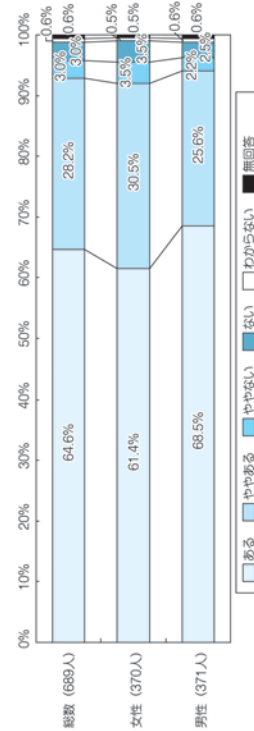
(1) 仕事をこなす全般的な能力に、男女の差はあると思いますか。(1つ選択)

8-1 就業上の男女差(能力差)



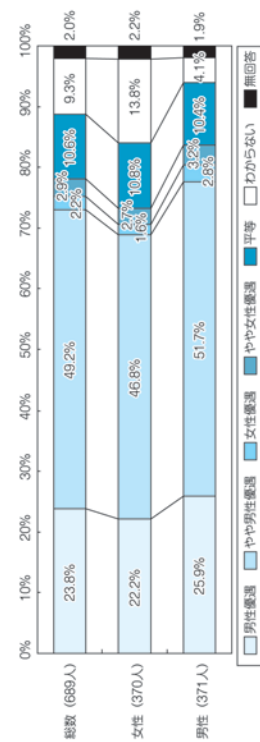
(2) 男性向き、女性向きの仕事内容はありますか。(1つ選択)

8-2 仕事内容(向き不向き)



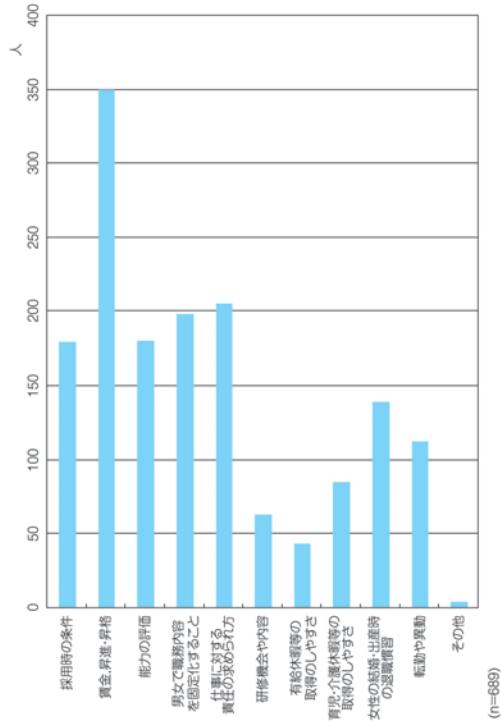
問9 職場における男女の地位は平等になっていると思いますか。(1つ選択)

9 職場における平等

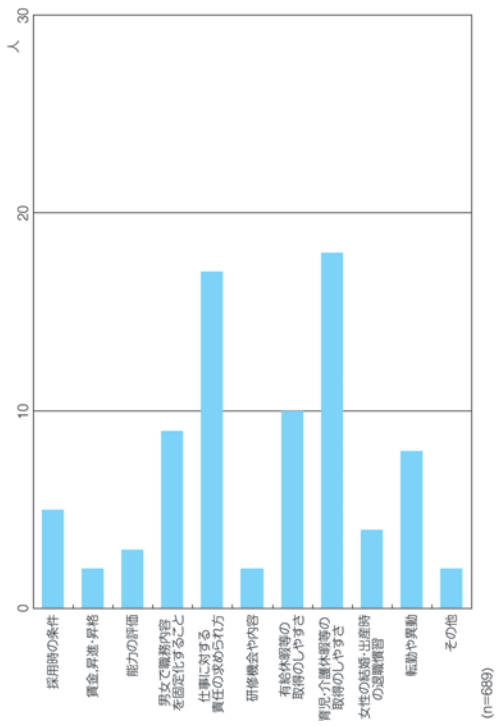


問10 問9で1~4と回答した方に伺います。どのような点で、男性または女性の方が優遇されていると思いますか。該当するものをすべてお選びください。(複数回答)

10 優遇されているもの(職場における男性の優遇)



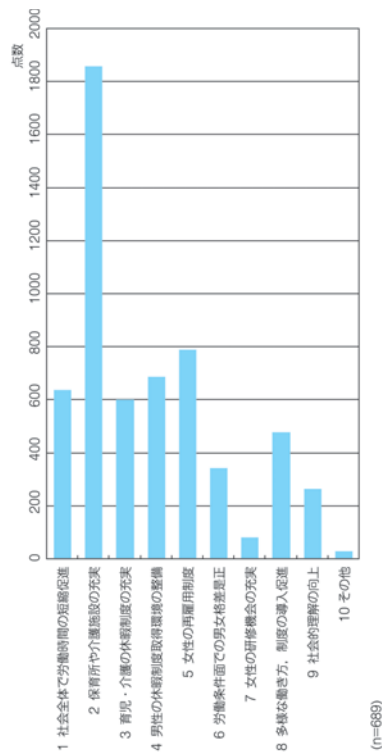
10 優遇されているもの(職場における女性の優遇)



問11 女性が働きやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。重要だと思う順番に最大3つまで番号をお選びください。
(1番5点 2番3点 3番1点で点数化して集計)

	1番	2番	3番	合計	点数
1 社会全体として、労働時間の短縮や休日の増加を促進する	111	21	19	151	637
2 保育所や介護のための施設、サービスを充実する	306	94	46	446	1,858
3 育児・介護のための休暇制度を充実する	45	112	41	198	602
4 男性も育児・介護のための休暇制度を確保する	45	130	72	247	687
5 出産、介護などで退職した女性の能力を生かした再雇用制度を充実する	54	140	99	293	789
6 昇進や賃金、仕事内容など労働条件面での男女格差を是正する	31	39	71	141	343
7 女性のための職務研修や職業訓練などの機会を充実する	3	12	29	44	80
8 短時間勤務や在宅勤務など、多様な働き方ができる制度を導入促進する	30	61	145	236	478
9 女性が働くことに対する社会的理解の向上を図る	23	23	79	125	263
10 その他	5	1	1	7	29

11 女性が働きやすくするために

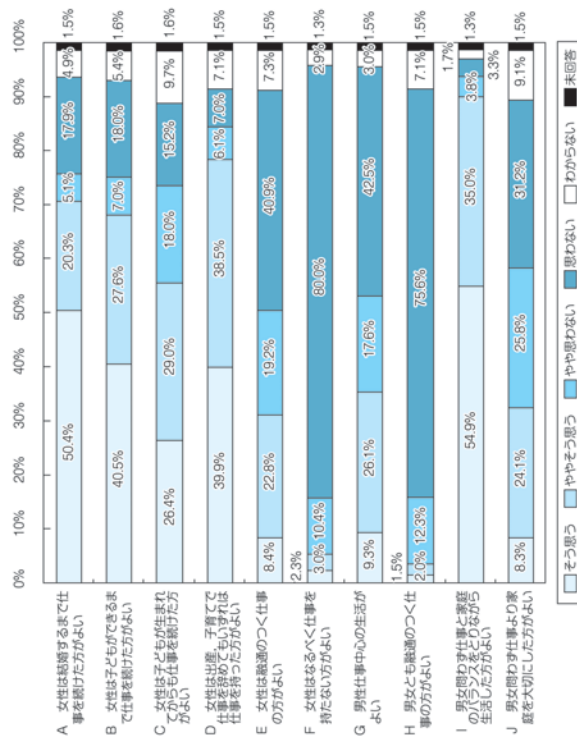


(n=689)

市民意識調査の回答 12/19

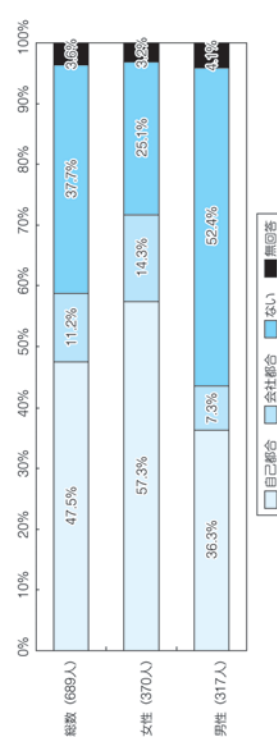
問12 あなたは、A～Jにあげる仕事に対する考え方について、どのように思いますか。次の1～5のうち、それぞれ1つをお選びください。

12 仕事に対する考え方 (総数689名)



問13 あなたは途中で仕事を辞めた経験がありますか。

13 離職の経験



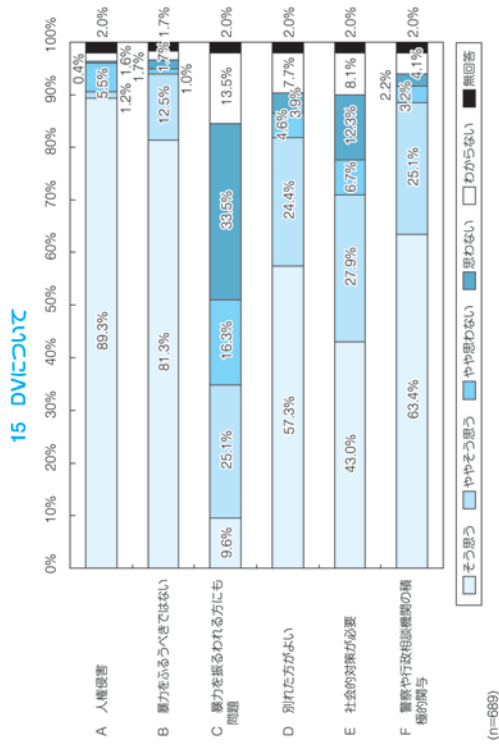
市民意識調査の回答 13/19

付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

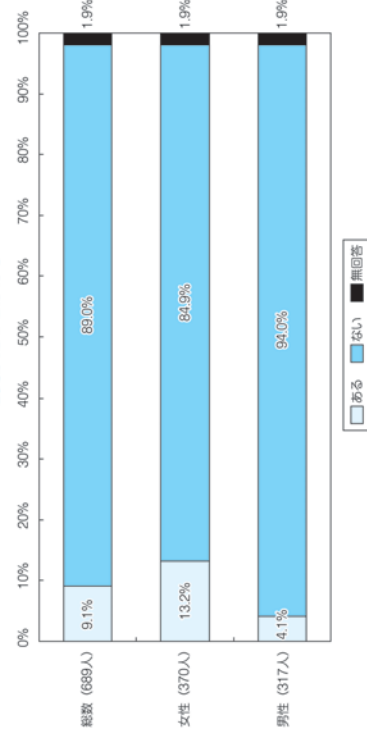
DV（配偶者・恋人等からの暴力／ドメスティック・バイオレンス）について

問15 配偶者等からの暴力（身体的、精神的、経済的、性的など）は多くの場合、女性が被害者となっています。このような配偶者からのDVなどに関するA～Fの考え方について、次の1～5のうち、それぞれ1つをお選びください。



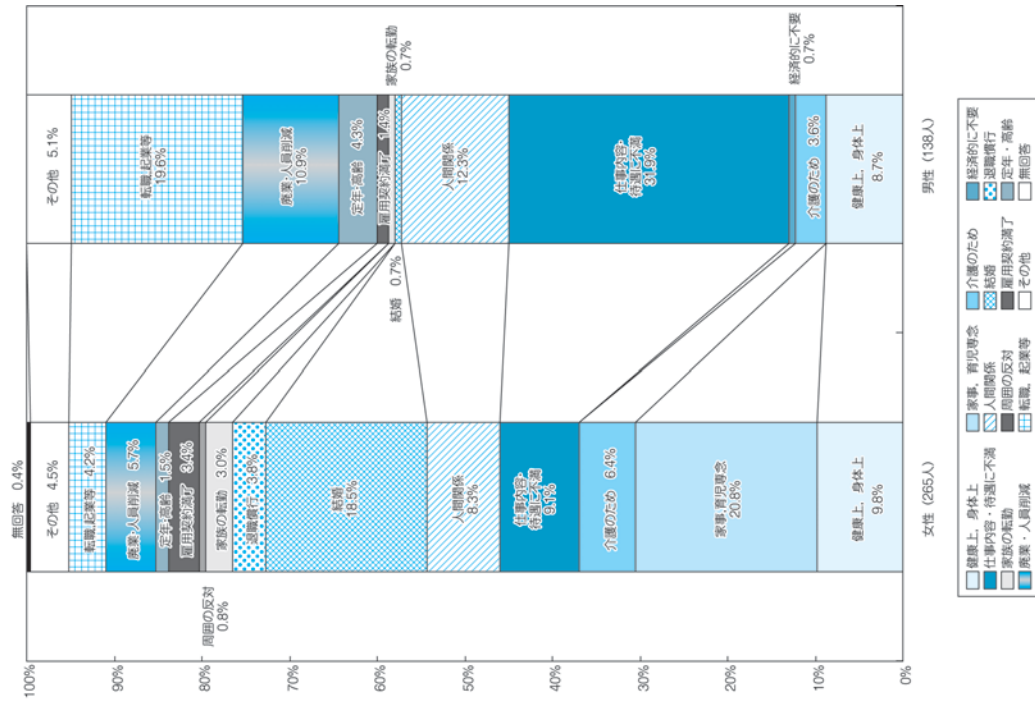
問16 あなたは配偶者や恋人等から、DVを受けたことがありますか。

14 DVを受けたことがある



問14 仕事を辞めた最大の理由を1つお選びください。

14 離職理由



市民意識調査の回答 15/19

市民意識調査の回答 14/19

資料10 用語解説

【ジェンダー・ギャップ指数（GGI）】

世界経済フォーラムが、毎年発表している各国内の男女間の格差を数値化してランク付けしたもの。経済、教育、健康及び政治の分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味し、2014年発表の日本のGGI値は0.6584。

【ストーカー行為】

待ち伏せ、尾行、電話・ファクス・メールなどを昼夜を問わずに繰り返すなど、自分が一方的に関心を抱いた特定の人に、しつこくつきまとう行為のこと。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動による嫌がらせ行為のこと。

【デートDV】

交際中の若い男女の間で起こるDVのこと。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった異性からの暴力や暴言のこと。

【ハラスメント】

相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたりする発言・行動等の「嫌がらせ・いじめ」のこと。

【マタニティ・ハラスメント】

働く女性が、妊娠中や産休後に職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為のこと。

【ロールモデル】

具体的な行動や考え方の模範・手本となる人物のこと。

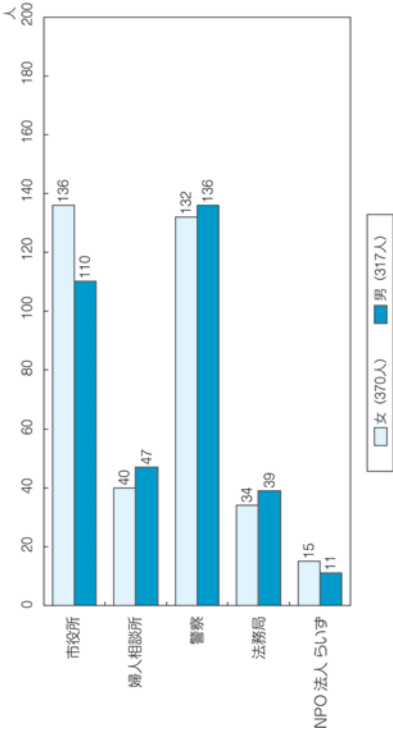
【ワーク・ライフ・バランス】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



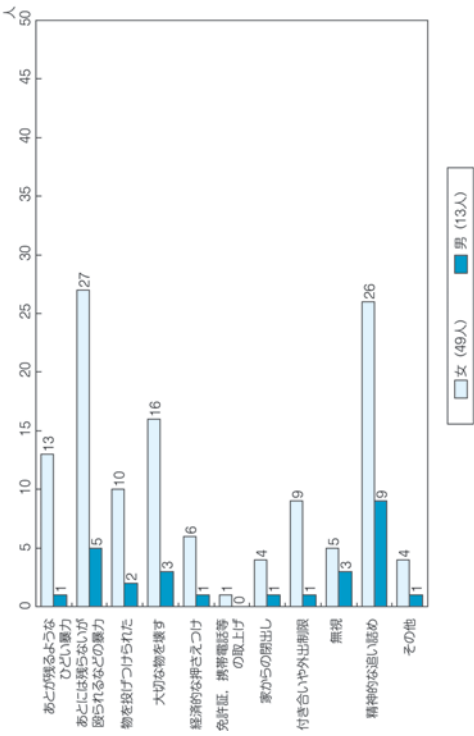
問19 次のDV相談窓口を知っていますか。次のうち知っているものすべてをお選びください。
(複数回答)

19 知っているDV相談窓口



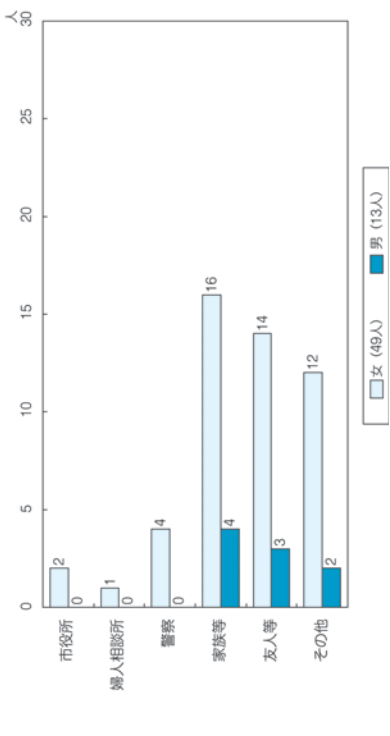
問17 問16で「ある」と回答した方に伺います。それはどのようなことですか。該当するものすべてをお選びください。(複数回答)

17 DVの種類



問18 問16で「ある」と回答した方に伺います。DVを受けたとき、誰かに相談をしましたか。
(複数回答)

18 DVの相談先



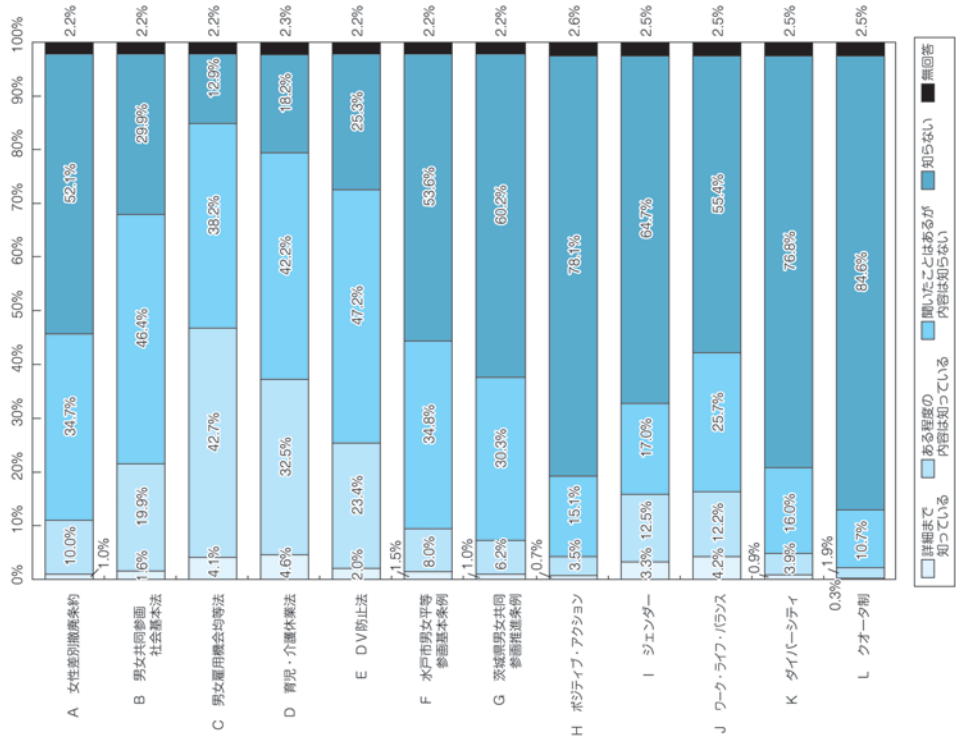
付属資料

資料6 水戸市男女平等参画に関する市民意識調査

男女平等に関連する政策について

問20 A～Lにおける男女平等参画に関する法令・用語等について、あなたはどの程度まで知っていますか。(1つを選択)

20 男女平等の用語について



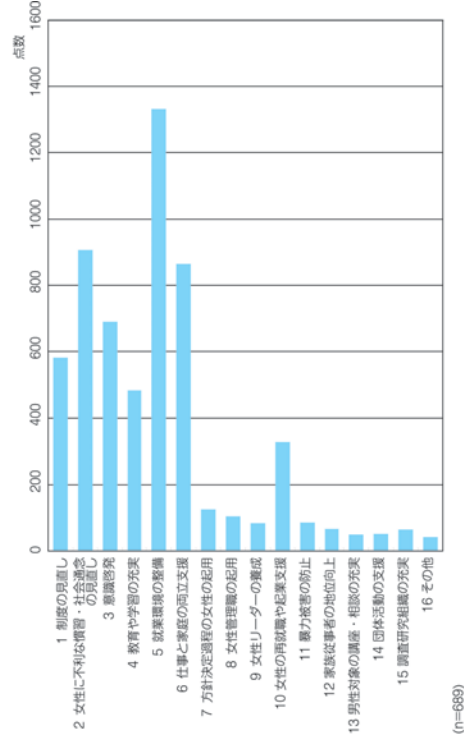
(n=689)

市民意識調査の回答 18/19

問21 男女平等参画社会を実現するためには、行政（国、都道府県、市区町村）は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。重要だと思う順番に最大3つまで番号をお選びください。
(1番5点 2番3点 3番1点で点数化して集計)

	1番	2番	3番	合計	点数
1 関係する制度の制定や見直し	102	15	27	144	582
2 女性に不利な慣習や社会通念の見直し	136	64	35	235	907
3 男女平等参画に関する意識啓発、広報活動の充実	101	49	37	187	689
4 男女平等参画の視点に立った教育や学習の充実	53	59	42	154	484
5 男女が共に働きやすい就業環境の整備	148	176	65	389	1,333
6 各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活などの両立支援	72	142	78	292	864
7 審議会など行政の政策や方針決定過程への女性の積極的起用	9	23	11	43	125
8 行政機関や公立学校における女性管理職の積極的起用	3	19	32	54	104
9 地域や団体に活躍できる女性リーダーの養成	3	14	26	43	83
10 女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実	18	45	103	166	328
11 配偶者等から暴力被害の防止、根絶や相談・支援体制の充実	5	11	28	44	86
12 農林漁業・商工サービス業などの家族従事者の地位向上	1	10	32	43	67
13 男性も対象とした各種講座や相談活動の充実	2	5	25	32	50
14 男女平等参画を推進する団体の活動を支援する施設の整備	1	6	29	36	52
15 男女平等参画に関する情報提供や調査研究等を行う組織の充実	4	3	35	42	64
16 その他	5	5	2	12	42

21 男女平等参画社会の実現のために力を入れていくこと



(n=689)

市民意識調査の回答 19/19

資料7 水戸市男女平等参画基本条例

平成13年3月27日

水戸市条例第33号

改正 平成14年3月27日条例第16号

平成20年7月15日条例第33号

平成27年3月24日条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市が行う基本的施策（第9条—第17条）

第2章の2 苦情処理等（第18条—第18条の5）

第3章 男女平等参画推進委員会（第19条—第20条の4）

第4章 補則（第21条）

付則

水戸市は、徳川時代には御三家の一つとして男女ともに文武にわたる進取の気概に支えられ、幕末の危機的な状況から明治維新を経て今日に至るまで発展を遂げてきたが、一方では古い伝統と風習が育まれてきた都市でもある。

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、男女による性的差別をしてはならないことをうたっている。

古い伝統と風習は、ともすると憲法の理念に反し、固定的な性別役割分業の制約を受ける結果となり、社会のさまざまな分野で男女間の格差を生じさせている。

男女共同参画社会基本法は、少子・高齢化、経済・文化の国際化、情報化等の大きな社会変動と男女の変化の中で、男女の実質的平等を達成することを目指して制定されたものである。

水戸市は、平成8年4月に、全国に先駆け「平等・創造・平和」を基本理念とし男女共同参画都市宣言をした。

平成13年9月開催の『日本女性会議2001みと』を契機とし、宣言を実効性のあるものにし、日常生活において実質的な男女の平等を実現させるため、市・市民・事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに市民参加の下、本条例を議員提案で制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会へ向けての基本理念及びその目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平等、創造及び平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女平等参画に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。

付属資料

資料7 水戸市男女平等参画基本条例

- (7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画社会の推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (4) 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ、多様な価値を創造し、形成すること。

第4条 市、市民及び事業者は、男女平等参画社会の実現に当たり、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において目指すべき姿

- ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭
- イ 家族一人一人が固定的な性別役割分業の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭
- ウ 家事労働、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経済的評価を与えること。

(2) 学校において目指すべき姿

- ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切にする学校
- イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校

(3) 地域において目指すべき姿

- ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、企画や実践にかかわる地域
- イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域
- ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域
- エ 老若男女を問わず、男女平等参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される地域

(4) 職場において目指すべき姿

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場
- イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場
- ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場
- エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場
- オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場
- カ 農業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場

(5) スポーツ・レクリエーション活動の場において目指すべき姿

- ア ジェンダーにとらわれることなく、個人の能力又は個性を発揮し、自由に参画できる活動の場
- イ 性別にとらわれることなく、計画及び方針の決定又は指導に平等に参画できる活動の場

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを禁止する。

- 2 家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場においてセクシュアルハラスメントを禁止する。
- 3 乳幼児から高齢者にいたる男女において、ドメスティックバイオレンス又は虐待を禁止する。



- 4 広告、ポスター等、公衆に表示するすべての情報において、固定的な性別役割分業、女性に対する暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、男女平等参画の推進のため、市の進めるすべての施策に男女平等参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 市が行う基本的施策

（基本計画の策定）

第9条 市長は、男女平等参画の推進のための基本計画を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、水戸市男女平等参画推進委員会（以下「推進委員会」という。ただし、第19条を除く。）の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、協力を促すものとする。

（平14条例16・一部改正）

（実施状況の年次報告）

第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会及び推進委員会に報告するものとする。

- 2 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

（平14条例16・一部改正）

（総合的な拠点施設の整備）

第11条 市は、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組みを支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（市における積極的格差是正措置）

第12条 市（関連する団体を含む。以下この条において同じ。）は、男女平等参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女平等参画の推進のため、政策決定の機会等において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

（市の附属機関における積極的格差是正措置）

第13条 市は、男女平等参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

（広報啓発活動）

第14条 市は、男女平等参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

（情報収集）

第15条 市は、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

（市民又は事業者への支援）

第16条 市は、市民又は事業者が実施する男女平等参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずよう努

付属資料

資料7 水戸市男女平等参画基本条例

めるものとする。

(国、県、他の自治体との連携)

第17条 市は、男女平等参画に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的連携に努めるものとする。

第2章の2 苦情処理等

(平14条例16・章名追加)

(苦情処理)

第18条 男女平等参画の権利若しくは人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的な扱いを受けた市民は、市長に対して苦情を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に対する苦情は、この限りでない。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条に規定する紛争に関する事項

(4) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第102号）第1条に規定する個別労働関係紛争に関する事項

(5) その他市長が調査することが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、水戸市男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。ただし、次条を除く。）に諮問するものとする。

3 苦情処理委員会は、必要があると認めるときは、諮問された事項について関係者の説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又は資料の提出を求めることができる。

4 市長は、苦情処理委員会の答申を経て当該関係者に助言、指導又は勧告をすることができる。

(平14条例16・全改、平20条例33・一部改正)

(設置)

第18条の2 前条第1項の規定による申出について、市長の諮問に応じて調査審議するため、水戸市男女平等参画苦情処理委員会を置く。

(平14条例16・追加)

(組織等)

第18条の3 苦情処理委員会は、男女平等参画について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 苦情処理委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、苦情処理委員会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平14条例16・追加)

(会議)

第18条の4 苦情処理委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 苦情処理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 苦情処理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平14条例16・追加)

(秘密を守る義務)

第18条の5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平14条例16・追加)

(庶務)

第18条の6 苦情処理委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平14条例16・追加、平27条例9・一部改正)



第3章 男女平等参画推進委員会

(平14条例16・全改)

(設置)

第19条 男女平等参画について、市長の諮問に応じて情報を収集し、及び啓発活動の現状を把握するとともに男女平等参画を推進するため、水戸市男女平等参画推進委員会を置く。

(平14条例16・全改)

(組織等)

第20条 推進委員会の委員の定数は、30人以内とする。この場合において、男女それぞれの委員の定数は、委員の定数の2分の1を原則とする。

2 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民及び事業者の委員の一部は、公募によるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

5 会長は、推進委員会の会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平14条例16・全改)

(会議)

第20条の2 推進委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 推進委員会、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平14条例16・全改)

(専門部会)

第20条の3 市長は、特別な事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第20条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査を行った場合は、当該調査の結果を推進委員会に報告するものとする。

(平14条例16・全改)

(庶務)

第20条の4 推進委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(平14条例16・全改、平27条例9・一部改正)

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年9月28日から施行する。

付 則（平成14年3月27日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（水戸市女性行動計画推進委員会条例の廃止）

2 水戸市女性行動計画推進委員会条例（平成5年水戸市条例第1号）は、廃止する。

付 則（平成20年7月15日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付属資料

資料8 男女共同参画都市宣言

資料8 男女共同参画都市宣言

平成8年4月1日

美しい自然に恵まれ豊かな歴史を育んできた、わたしたちのまち水戸

わたしたちは、水戸のまちをさらに輝きあふれる明日へとつなぐため、「平等・創造・平和」を基本理念とし、男女がともにわかちあい、ともにつくる社会の実現に向け、水戸市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. わたしたちは、ともに一人ひとりが尊重しあい、平等のもとに生き生きと暮らせるまち水戸をつくります。

1. わたしたちは、ともに自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、次の世代へとつなぐ豊かでゆとりのあるまち水戸をつくります。

1. わたしたちは、ともに地球環境を守り、世界へ向けて、友情と平和の輪を広げるまち水戸をつくります。

資料9 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反

付属資料

資料9 男女共同参画社会基本法

映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

付属資料

資料9 男女共同参画社会基本法

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。



附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



水戸市
MITO CITY

水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）

平成 27 年 6 月 発行

水戸市 市民協働部 男女平等参画課
〒310-0063 茨城県水戸市五軒町 1 丁目 2 番 12 号
みと文化交流プラザ 5 階
電話 029-226-3161 FAX 029-226-3162

